

平成 27 年 4 月 30 日

各 位

マ ネ ッ ク ス グ ル ー プ 株 式 会 社
代 表 執 行 役 社 長 C E O 松 本 大
(コ ー ド 番 号 8 6 9 8 東 証 第 一 部)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 20 日開催予定の第 11 回定時株主総会に付議することにいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

平成 27 年 5 月 1 日付で施行される会社法第 427 条の改正により、同法第 423 条第 1 項に定める取締役の責任を限定する契約（いわゆる責任限定契約）を締結できる取締役の範囲が、従来の「社外取締役」から「取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）」に改定されたことに伴い、責任限定契約に係る現行定款第 30 条（取締役の責任免除）第 2 項につき、所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

（下線は変更部分です。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>（取締役の責任免除）</p> <p>第 30 条 当社は会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>（取締役の責任免除）</p> <p>第 30 条 （現行どおり）</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 20 日（土）

定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 20 日（土）

以 上

【お問合せ先】

マネックスグループ株式会社

経営管理部 IR 担当 町田 電話 03-4323-8698